

(削る)

(削る)

ロ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)・(2) (略)

(3) 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(A)イ又はロ若しくは(B)イ又はロのいずれかを算定していること。

二十八 通所リハビリテーション費における生活行為向上リハビリテーション実施加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ・ハ (略)

ニ 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(A)イ又はロ若しくは(B)イ又はロのいずれかを算定していること。

ホ 指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね一月に一回以上実施すること。

二十九 通所リハビリテーション費における栄養改善加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ・ロ (略)

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ (略)

三十 通所リハビリテーション費における口腔機能向上加算の基準  
第二十号の規定を準用する。この場合において、同号イ(3)中一

(1) 一週間に二日を限度として個別にリハビリテーションを実施すること。

(2) 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(I)から(Ⅳ)までのいずれかを算定していること。

ロ 認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)・(2) (略)

(3) 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算ⅡからⅣまでのいずれかを算定していること。

二十八 通所リハビリテーション費における生活行為向上リハビリテーション実施加算の基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ・ハ (略)

ニ 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算ⅡからⅣまでのいずれかを算定していること。

(新設)

二十九 通所リハビリテーション費における栄養改善加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ・ロ (略)

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ (略)

三十 通所リハビリテーション費における口腔機能向上加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。